

# 岡山市母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業のお知らせ

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就労を促進するため、事前に就労相談をして指定された講座を受講した場合、受講修了後に受講料の一部を支給する制度です。

**※受講開始の15日前までに受講講座の指定を受ける申請手続きが必要です。**

## 1. 対象となる方

岡山市にお住まいの20歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんで、次のすべての要件を、受講前の講座指定申請時、及び受講後の教育訓練給付申請時の両方で満たしていることが必要です。

- ① 自立支援教育訓練訓練利用計画書を提出し資格所得・就労に向けて計画的に取り組むこと  
※令和6年10月1日に所得要件は撤廃され、利用計画書の提出が追加されました。
- ② 就労経験や技能、労働市場の状況から判断して、当該教育訓練給付を受けることが適職につくために必要と認められること
- ③ 過去に、本事業による教育訓練給付金を受給していないこと

## 2. 対象となる講座

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練対象講座  
※指定対象講座は <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> で確認できます。
- ② その他市長が①に準じ地域の実情に応じて定める講座

## 3. 給付金額

受講にあたって本人が支払った受講料(※)の60%(12,001円以上200,000円以内)、但し、専門実践教育訓練給付の指定講座の場合は、本人が支払った受講料の60%(12,001円以上で、資格取得のために一般的に必要な就業年数×400,000円。160万円を上限とする)を給付します。

また、専門実践教育訓練給付の指定講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に、当該講座に係る資格を取得し、修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した場合(講座修了時点で就職等している場合を含む)は、本人が支払った受講料の85%(12,001円以上で、資格取得のために一般的に必要な就業年数×600,000円。240万円を上限とする)を給付します。(「追加支給」という。R6年10月1日以後に修了した場合のみ対象)

なお、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を給付します。

※希望により追加される講座や、希望により提供される教材、受講のための器材(パソコン)等、対象とならない経費があります。

## 4. 給付時期 受講修了後

※ただし、専門実践教育訓練講座の受講生でかつ雇用保険の受給資格がない人に限り支給単位ごと(6か月ごと)の支給を受けることができます。ただし訓練期間が、受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定するもの)の発行する場合に限られますのであらかじめ訓練期間をご確認ください。(「特例給付」という。R6年10月1日以後の指定申請で、部分給付の決定を受けた場合に限る。受講途中での給付方法の変更は不可。)

## 5. 給付までの流れ(申請に必要な書類や申請窓口は、6をご覧ください)

(1) 講座の指定申請  →  →

受講開始日の15日前(15日前が閉庁日にあたる場合は翌開庁日)までに申請してください。

## (2) 給付金の申請

受講修了 → 給付金申請 → 給付決定 → 給付請求 → 給付金支払

受講修了日の翌日から30日以内に給付金の申請をしてください。

※特例給付により支給単位ごとに支給を受ける方は、講座実施機関が発行する受講証明書に記載された支給単位期間末日の翌日から30日以内に申請してください。

## (3) 追加給付金の申請

資格取得・資格による就労等 → 給付金申請 → 給付決定 → 給付請求 → 給付金支払

講座修了の翌日から1年以内に資格取得しかつ就労した場合、就労した日(雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方については、当該給付金の支給額が確定した日)から30日以内に給付金の申請をしてください。

## 6. 母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の手続きについて

申請時に必要な書類

◎…必須 ○状況に応じて省略可

	講座指定 申請時	給付金 申請時
母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書	◎	—
母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金給付申請書	—	◎
自立支援教育訓練利用計画書 ①開始前	◎	—
自立支援教育訓練利用計画書 ②修了後	—	◎
申請者および児童の戸籍謄本(原則1ヶ月以内に交付のもの)	◎	◎
世帯全員の住民票の写し(原則1ヶ月以内に交付のもの)	○	○
受講を予定する講座内容がわかる資料	○	—
対象講座指定通知書(原本)	—	◎
訓練機関の発行した教育訓練修了証明書(写し)	—	◎
訓練期間の発行した受講証明書(雇用保険法施行規則に規定するもの)	—	特例給付◎
教育訓練経費(入学料、受講料)に係る領収書(写し)	—	◎
雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を証明する書類	—	◎
資格取得を証する書類の写し	—	特例給付◎

## 6. 申請・相談窓口

お住まいの住所地の福祉事務所の母子・父子自立支援員がご相談に応じています。

できるだけ、事前に相談日時の予約をお願いします。

- 北区中央福祉事務所 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 電話803-1824
- 北区北福祉事務所 岡山市北区谷万成二丁目6-33 電話251-6521
- 中区福祉事務所 岡山市中区赤坂本町11-47 電話901-1234
- 東区福祉事務所 岡山市東区西大寺中二丁目16-33 電話944-0131
- 南区西福祉事務所 岡山市南区妹尾880-1 電話281-9652
- 南区南福祉事務所 岡山市南区福田690-1 電話261-7127

担当の母子・父子自立支援員は\_\_\_\_\_です。毎週\_\_\_\_\_曜日は不在です。

(お問い合わせ) 岡山市こども福祉課こども家庭福祉係  
岡山市北区大供一丁目1-1 電話086-803-1221